



中小企業の利用実態 ～多重債務の状況～

〔第3回貸金業制度に関するプロジェクト事務局会議資料〕

平成21年12月7日

千葉県商工会連合会 企画振興課

課長補佐 時 枝 康 治

1. 中小企業の利用事例の紹介

相談企業の概要

1. 事業形態 株式会社(資本金 1,000万円)
代表者 58歳男性(商工会理事)
社員数 6名(役員1名本人のみ)
営業年数 20年
2. 業 種 プラント等保守管業
3. 事業内容 売上は東京の大手天然ガス製造卸会社からの100%受注であり、大手企業密着の下請け企業として経営状況は良好である。
年商 6,000万円(経常利益700万円)
粗利率97% 役員報酬880万円

相談依頼内容等

1. 相談テーマ 現在の事業を社員に上手に譲渡し、事業の承継を行いたい。
2. 社長の意向 現在の法人は諸問題を抱えており、事業の継続は厳しい。しかし、事業内容的には売上も安定しており利益もでているので社員による事業承継を検討していきたい。

問題点及び社長の悩み

1. 問題点 知人の連帯保証債務の返済が起因となり法人税等の滞納があり銀行からの融資が受けられない。
2. 悩み 社員の生活を守ってあげたい。
・親会社に会社の現状が知られないうちに事業を社員に譲渡していきたい。

支援内容の経過

- 第1回8月12日 過去2期分の決算書を基に財務分析
- 第2回8月20日 財務分析を基に資金繰り悪化の理由をヒアリング
- 第3回9月10日 社員による事業承継プランを策定
- 第4回9月17日 社員による新会社設立を検討
- 第5回9月19日 新会社設立準備に入り親会社と交渉
- 第6回12月1日 知人の休眠会社によるM&Aを検討
- 第7回 4月 8日 借入金等の返済めどがたたないため法人精算手続きを実行
- 第8回 4月13日 事業の破産申請を弁護士に依頼

2. 多重債務の状況

多重債務の経緯

1. 債務超過となった原因

社長が、知人の連帯保証債務を返済するため、資金ショートとなり国税等の滞納が生じ、その後延滞税等が累積し財務が悪化となった。

2. 多重債務に至った理由

- ① 国税未納であるため銀行等からの融資を受けることができず、消費者金融から社長の個人名義による借り入れをしてしまった。
- ② 消費者金融からの借り入れは小口資金であったため融資先が複数となり返済金の管理ができなくなってしまった。

※特に緊急融資が必要となった場合は、消費者金融では間に合わず、ヤミ金に依存するようになった。当該企業の場合は自然災害によるプラントの修繕工事が発生し資金需要が生じていた。

(最終的には消費者金融6社、ヤミ金10社取り引き)

- ③ 親会社の100%下請け企業であったため取り引きを継続することを重視し、実際の財務状況について隠ぺい体質となり、改善への対策が遅れた。
(商工会の役員という立場もあり商工会に対してもなかなか相談できなかった)

問題解決の対応策

1. 地元司法書士への依頼

社長自ら問題を解決するために、地元の司法書士へ相談していたが、消費者金融に対する過払い請求のみしか対応してもらえなかった。(ヤミ金への対応は仕返し等が生じることを理由に対応は断られた。)

2. 商工会専門家相談事業の活用

最終的には本県連合会の登録弁護士がヤミ金への対応を含め、破産申請の依頼を引き受け対応した。

支援機関として

1. 相談者に対して

- ① なかなか正直に状況を話していただけない。そのため、対応が遅れ状況が悪化する。
- ② ヤミ金等からの取り立てにより相談者は精神的に追い込まれ状況を把握する能力も低下し、我々のアドバイスも聞き入れていただけないケースがある。

2. その他

- ① 我々もヤミ金等からの仕返しを受ける恐れがある。
- ② 政府系金融機関のスピーディーローンにより救済に至った事例もある。

3. 改正貸金業法の施行に関する意見

- 個人事業者など経営者の中には、事業資金として使う目的で、利便性が高い消費者金融から個人で借入(消費性資金扱い)を受けている例がある。
- 総量規制が実施されると、融資枠が制限され、貸し剥がし・貸し渋りにより資金繰りが行き詰まり、事業の継続ができなくなるおそれがある(真面目な経営者ほど、借金を返すためにヤミ金融に走り、事態を更に悪化させている)。
- 改正貸金業法の完全施行にあたっては、実質的に事業資金として借り入れている消費者金融からの借入(消費性資金)について、「事業性資金の借入」に円滑に借換え・移行が可能となるよう、①金融機関・ノンバンクによる受け皿となる融資制度の整備、②受け皿制度への借換え・移行の促進、をお願いしたい。